

実質的支配者リスト制度について

■ 株式会社(有限会社)のお客様へ

実質的支配者リストの取得をお願いします。

令和4年1月31日から実質的支配者リスト制度が始まりました。
リストは、本店管轄の法務局(商業登記所)に申し出ることにより取得できます。

■ 金融機関での取扱い

金融機関等では、取引を行う株式会社(特例有限会社を含む。)のお客様に対して、次の1の書類のいずれかにより商号及び本店を、また、2の書類のいずれかにより事業の内容を確認しています。

1 本人確認書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 官公庁から発行・発給された書類

2 事業内容の確認書類

- (1) 定款
- (2) 法令の規定により作成が必要な書類で事業内容の記載のあるもの
- (3) 上記1(1)又は(3)

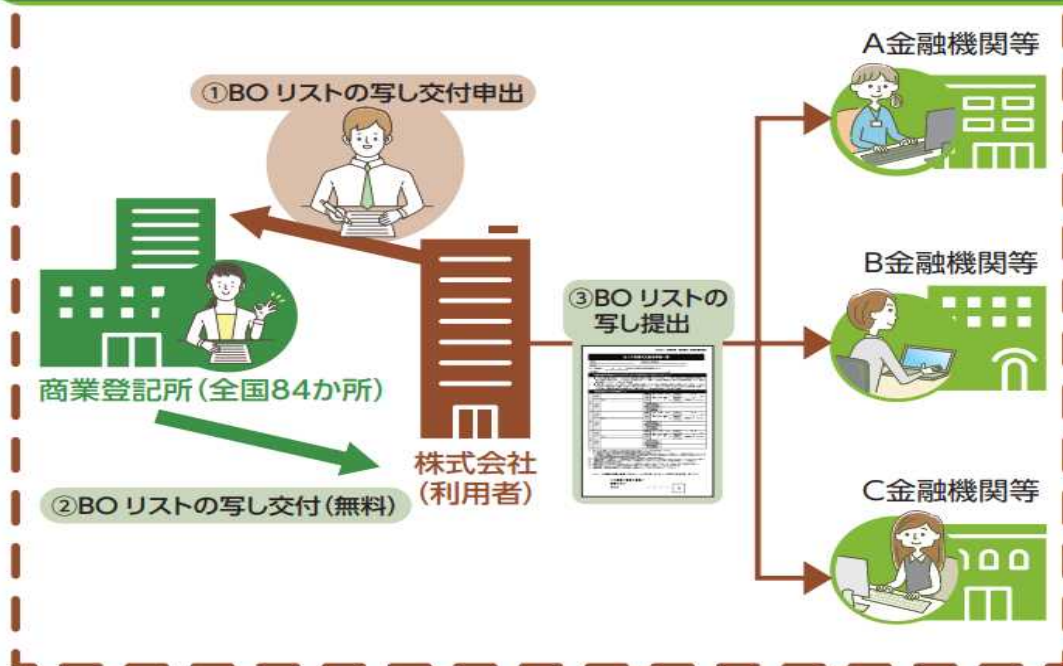
また、取引を行う目的、**実質的支配者(直接又は間接に議決権25パーセント超を保有するなど株式会社(特例有限会社を含む。)のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方)**の氏名、住所及び生年月日も確認を行っています。

■ 実質的支配者リスト制度

法人の透明性を向上させ、資金洗浄等の目的による法人の悪用防止から、国内外の要望・要請の取組として、令和4年1月31日から法務局(商業登記所)が、株式会社(特例有限会社を含む。)からの申出により、その**実質的支配者**(Beneficial Owner。以下「BO」といいます。)に関する情報を記載した書面(以下「**BOリスト**」)を保管し、その写しを交付する手続を行っています。

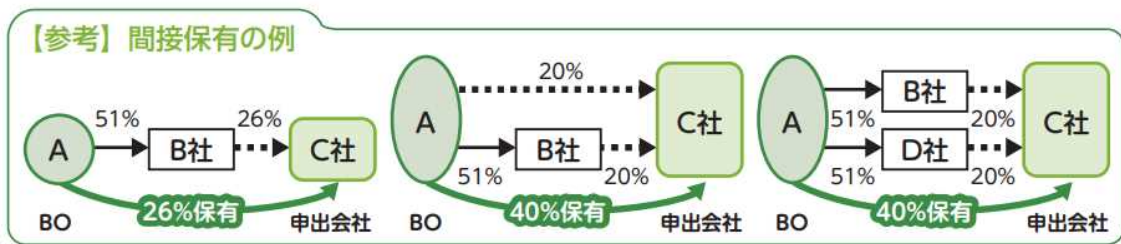
このBOリストの写しは、金融機関との取引時のBOの確認にご利用いただけます。

制度の概要



本制度を利用することができる法人は、**株式会社(特例有限会社を含む。)**であり、申出の「対象となるBO」は次のとおりです。





■ BOリスト制度の手続の流れ

1 申出(会社の代表者又は代理人)

- (1) 申出書の作成(申出人は会社の代表者となります。)
- (2) 実質的支配者情報一覧(BOリスト)の作成
- (3) 添付書面の用意(①株主名簿の写し、②委任状、③申出会社の代表者の本人確認書面等)

※ ①は、株主名簿の写しに代えて、**公証人発行の「申告受理及び認証証明書」も可**

※ ③は、運転免許証の両面コピー、マイナンバーカードの表面コピーなど(原本証明が必要)。ただし、申出書又は委任状に代表者印(法務局届出印)が押印されている場合は不要。

(4) 申出書・実質的支配者情報一覧(BOリスト)・添付書面の提出

申出書、実質的支配者情報一覧(BOリスト)を作成していただき、添付書面と共に、**山口地方法務局法人登記部門に提出**してください(持参又は郵送)。

これらの作成に当たっては、BOの人数に応じて次のデータの「入力シート」に必要な事項を入力していただくと、申出書、実質的支配者情報一覧(BOリスト)、株主名簿、委任状(代理人が申し出される場合)が自動で作成いただけますので、ご利用ください。

なお、議決権割合が「間接保有」の場合は、別紙様式に別途記入の上、印刷してください。

01 【実質的支配者1名の場合】実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

02 【実質的支配者2名の場合】実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

03 【実質的支配者3名の場合】実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

04-1 【間接保有の場合】別紙様式

04-2 【間接保有の場合】記載例

※ 支局・出張所(不動産登記所)ではこの事務を取り扱っておりません。

※ **手数料無料、郵送による申出も可能**(郵送料は申出人負担)

※ 郵送により申出・受領される場合や、窓口で申し出し郵送により受領される

場合は、切手を貼った返信用封筒(返送先は申出人又は会社の住所を記入)を同封してください。

【郵送の場合の送付先】

〒753-8577

山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館

山口地方法務局法人登記部門 宛て

2 確認・交付(法務局(商業登記所))

(1) 登記官による確認

(2) BOリストの保管

(3) 認証文付きBOリストの写しの交付

提出いただいた申出書類を山口地方法務局法人登記部門で確認します。

不備等があれば、電話連絡させていただきますので、ご対応をお願いいたします。確認完了後、認証文付きBOリストの写しを交付しますので、写しを窓口で受領される場合は、あらかじめご連絡の上、適時ご来庁ください。

3 ご利用方法

株式会社設立登記と併せて、金融機関で新たに法人口座を開設される場面でご利用いただけます。

また、金融機関が継続的なBO情報を把握する場面(①代表取締役等の役員の方がBOである株式会社において役員が、又は、②役員の方がBOでない株式会社においてBOが変更した場合)において、金融機関の求めに応じてご利用いただける場合があります。

なお、上記①や②のように、BOである役員やBOそのものに変更があった場合に、BOリストの「最新の申出」がされなければ、BOリストの情報が古い、あるいは不正確のままとなり、BOリストの価値がなくなってしまいます。

したがって、上記①の場合は役員変更登記と併せて、上記②の場合は単独で、再交付のための「最新の申出」をしていただく必要があります。

おって、BOリストの保管及び写しの交付の申出は、何度でも行うことができます。

■ お問い合わせ先

〒753-8577

山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館

山口地方法務局法人登記部門

電話番号:083-922-2295(音声ガイダンス ③ ⇒ ⑤)

※ 実質的支配者リスト制度の詳細等については、以下の法務省ホームページからもご確認いただけます。

○ 制度の概要について

○ Q&Aについて

実質的支配者リスト

検索

